

京都大学附属図書館学習研究用施設利用細則

(令和7年6月27日附属図書館長裁定制定)

(趣旨)

第1条 この細則は、京都大学附属図書館の教育研究用施設（以下「施設」という。）の利用について、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この細則にいう施設とは次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 共同研究室
- (2) メディア・シアター
- (3) 個室ブース

(利用目的)

第3条 施設は、教育、研究、調査等の目的のために行う個人又はグループ活動のうち、特に音声及び発話を伴う活動に供する。

(利用者)

第4条 施設を利用することができる者は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 本学の学生
- (2) 本学の役員及び職員
- (3) 本学の名誉教授
- (4) その他館長が特に認めた者

2 前項以外の者については、本学の教員が主催する学内活動に参加する場合に限り、施設を利用することができる。

(利用期間)

第5条 施設を利用できる期間は、1回につき3時間以内とし、他に予約者がいない限り、その利用を更新することができるものとする。

(利用時間)

第6条 施設の利用時間は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日から金曜日まで 午前9時から閉館時刻の30分前まで
- (2) 京都大学附属図書館本館利用内規第2条第1項第2号に定める日 午前10時から閉館時刻の30分前まで

(利用予約)

第7条 施設の予約は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) 利用日の1週間前から受け付ける。
- (2) 利用者は同時に1件のみ施設を予約することができる。
- (3) 予約の申込は所定の手続きで行うこととする。

(利用の手順)

第8条 施設の利用を許可された者（以下「利用者」という。）は、担当職員から鍵を受け取り、利用上必要な指示に従うものとする。

2 利用者は、その利用が終わったときは室内を原状に復し、速やかに担当職員にその鍵

を返納するものとする。

(利用に伴う責任)

第9条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設の設備、備品等を損傷したときは、直ちに担当職員に申し出て、その責任を負うものとする。

(利用許可の取消)

第10条 施設の利用にあたり迷惑行為を行った利用者に対し、附属図書館の利用の禁止又は制限をすることができる。

(その他)

第11条 この細則に関する事務は、附属図書館事務部利用支援課情報サービス掛において処理する。

附 則

1 この細則は、令和7年6月27日から施行する。

2 次に掲げる細則は、廃止する。

(1) 京都大学附属図書館共同研究室利用細則

(2) 京都大学附属図書館研究個室利用細則